

松江市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

松江市食品衛生法施行条例（平成 29 年松江市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(許可証)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>法第 55 条第 1 項</u>の許可をしたときは、規則で定めるところにより、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u> </u>休業又は再開の届出)</p> <p>第 3 条 許可業者は、その営業を<u> </u> <u> </u>引き続き 30 日以上休業しようとするとき、<u>又は</u> <u> </u>営業を再開したとき(季節的に営む営業を休業し、又は再開するときを除く。)は、<u> </u>休業を開始した日<u>又は</u> <u> </u>営業を再開した日から 10 日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p><u>(食品衛生責任者の氏名の掲示)</u></p> <p>第 4 条 <u>食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。)別表第 17 第 1 号イの規定により食品衛生責任者を定めた業者は、当該食品衛生責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p>	<p>(許可証)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>法第 52 条第 1 項</u>の許可をしたときは、規則で定めるところにより、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>廃業</u>、休業又は再開の届出)</p> <p>第 3 条 許可業者は、その営業を<u>廃止したとき、又は</u>引き続き 30 日以上休業しようとするとき、<u>若しくは</u>営業を再開したとき(季節的に営む営業を休業し、又は再開するときを除く。)は、<u>営業を廃止した日又は</u>休業を開始した日<u>若しくは</u>営業を再開した日から 10 日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p><u>(集団給食施設の開設の届出)</u></p> <p>第 4 条 <u>法第 62 条第 3 項に規定する施設で 1 回 20 食以上の食品を継続的に供与するものを設置しようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。</u></p>

(手数料)

第 5 条 法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(手数料)

第 5 条 法第 52 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 飲食店営業の許可 申請 1 件につき
16,000 円

(2) 喫茶店営業の許可 申請 1 件につき
9,600 円

(3) 菓子製造業の許可 申請 1 件につき
14,000 円

(4) あん類製造業の許可 申請 1 件につ
き 14,000 円

(5) アイスクリーム類製造業の許可 申
請 1 件につき 14,000 円

(6) 乳処理業の許可 申請 1 件につき 2
1,000 円

(7) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請 1
件につき 21,000 円

(8) 乳製品製造業の許可 申請 1 件につ
き 21,000 円

(9) 集乳業の許可 申請 1 件につき 9,6
00 円

(10) 乳類販売業の許可 申請 1 件につ
き 9,600 円

(11) 食肉処理業の許可 申請 1 件につ
き 21,000 円

(12) 食肉販売業の許可 申請 1 件につ
き 9,600 円

(13) 食肉製品製造業の許可 申請 1 件に

つき 21,000 円

(14) 魚介類販売業の許可 申請 1 件につ
き 9,600 円

(15) 魚介類せり売営業の許可 申請 1 件
につき 21,000 円

(16) 魚肉ねり製品製造業の許可 申請 1
件につき 16,000 円

(17) 食品の冷凍又は冷蔵業の許可 申請
1 件につき 21,000 円

(18) 食品の放射線照射業の許可 申請 1
件につき 21,000 円

(19) 清涼飲料水製造業の許可 申請 1 件
につき 21,000 円

(20) 乳酸菌飲料製造業の許可 申請 1 件
につき 14,000 円

(21) 冰雪製造業の許可 申請 1 件につき
21,000 円

(22) 冰雪販売業の許可 申請 1 件につき
14,000 円

(23) 食用油脂製造業の許可 申請 1 件に
つき 21,000 円

(24) マーガリン又はショートニング製
造業の許可 申請 1 件につき 21,000 円

(25) みそ製造業の許可 申請 1 件につき
16,000 円

(26) 醤油^{しゅう}製造業の許可 申請 1 件につ
き 16,000 円

(27) ソース類製造業の許可 申請 1 件に
つき 16,000 円

(28) 酒類製造業の許可 申請 1 件につき

- (1) 飲食店営業の許可 申請 1 件につき
17,000 円
- (2) 調理の機能を有する自動販売機によ
り食品を調理し、調理された食品を販売
する営業の許可 申請 1 件につき 7,50
0 円
- (3) 食肉販売業の許可 申請 1 件につき
11,000 円
- (4) 魚介類販売業の許可 申請 1 件につ
き 11,000 円
- (5) 魚介類競り売り営業の許可 申請 1
件につき 23,000 円
- (6) 集乳業の許可 申請 1 件につき 11,
000 円
- (7) 乳処理業の許可 申請 1 件につき 2
3,000 円
- (8) 特別牛乳搾取処理業の許可 申請 1

- 16,000 円
- (29) 豆腐製造業の許可 申請 1 件につき
14,000 円
- (30) 納豆製造業の許可 申請 1 件につき
14,000 円
- (31) めん類製造業の許可 申請 1 件につ
き 14,000 円
- (32) そうざい製造業の許可 申請 1 件に
つき 21,000 円
- (33) 缶詰又は瓶詰食品製造業の許可 申
請 1 件につき 21,000 円
- (34) 添加物製造業の許可 申請 1 件につ
き 21,000 円

件につき 23,000 円

(9) 食肉処理業の許可 申請 1 件につき
23,000 円

(10) 食品の放射線照射業の許可 申請 1
件につき 23,000 円

(11) 菓子製造業の許可 申請 1 件につき
16,000 円

(12) アイスクリーム類製造業の許可 申
請 1 件につき 16,000 円

(13) 乳製品製造業の許可 申請 1 件につ
き 23,000 円

(14) 清涼飲料水製造業の許可 申請 1 件
につき 23,000 円

(15) 食肉製品製造業の許可 申請 1 件に
つき 23,000 円

(16) 水産製品製造業の許可 申請 1 件に
つき 17,000 円

(17) 冰雪製造業の許可 申請 1 件につき
23,000 円

(18) 液卵製造業の許可 申請 1 件につき
23,000 円

(19) 食用油脂製造業の許可 申請 1 件に
つき 23,000 円

(20) みそ又はしょうゆ製造業の許可 申
請 1 件につき 17,000 円

(21) 酒類製造業の許可 申請 1 件につき
17,000 円

(22) 豆腐製造業の許可 申請 1 件につき
16,000 円

(23) 納豆製造業の許可 申請 1 件につき

16,000 円

(24) 麺類製造業の許可 申請 1 件につき

16,000 円

(25) そうざい製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円

(26) 複合型そうざい製造業の許可 申請 1 件につき 35,000 円

(27) 冷凍食品製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円

(28) 複合型冷凍食品製造業の許可 申請 1 件につき 35,000 円

(29) 漬物製造業の許可 申請 1 件につき 16,000 円

(30) 密封包装食品製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円

(31) 食品の小分け業の許可 申請 1 件につき 16,000 円

(32) 添加物製造業の許可 申請 1 件につき 23,000 円

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第 6 条 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。)第 8 条第 1 項の規定による 食品衛生検査施設の設備の基準は、省令第 36 条第 1 項 で定める基準の例による。

2 略

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第 6 条 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づく食品衛生検査施設の設備の基準は、同条第 2 項第 1 号に掲げる設備に係る同項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 略

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。